

日本シニアテニス連盟九州地区  
福岡県シニアテニス連盟会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下「連盟」という）の組織であり、福岡県シニアテニス連盟（以下「県連盟」という）と称する。
- 第2条 本会は福岡県（周辺部を含む）に居住する**男性60歳、女性50歳以上で、連盟会員の入会を受理された、連盟の一般会員**（以下会員という）をもって構成する。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を深め、健康の維持・増進、技術の向上を図り、連盟の事業を発展させることを目的とする。

## 第2章 会員及び会員資格等

- 第4条 年会費  
会員は、毎年、連盟及び県連盟の会費を指定日までに納入しなければならない。当年12月31日現在で90歳以上の者は、連盟の年会費は免除されるが、県連盟の年会費は納入するものとする。
- 第5条 休会  
会員は、県連盟を通じ、あるいは、個人で、会長に休会届を提出して、任意に休会することができる。この場合、当年度の年会費は免除され、連盟の機関紙、県の大会案内は配布しない。  
休会者は、年会費を納入し、県連盟を通じ、又は、個人が会長に報告することにより、隨時、復会することができる。
- 第6条 退会  
会員は、県連盟会長を通じ、又は個人で会長に退会を届け出ることにより任意に退会することができる。  
会員が次の各号の一に該当する場合は、退会したものとみなす。  
(1) 死亡した時  
(2) 無届で会費を1年以上滞納した時  
(1) 以外の退会者は、定められた未納分の年会費を納入して、復会することができる。
- 第7条 他府県・地区への複数入会  
会員が、他府県・地区へも入会を希望する場合は、当該府県・地区の定める年会費を納入することにより、併せて入会（従たる所属）することができる。この場合、該当府県・地区での大会参加は、福岡県（主たる所属）とする。

**第8条** 会員は、住所その他、入会申込時の提出内容に変更があった場合には、速やかに変更の届け出を行うものとする。  
なお、転居等により、地域が変更になる場合は、県会長を通じ、複数地域への入会の手続きに準じ、変更の届けを行うものとする。

### 第3章 事業

**第9条** 本会は第3条の目的達成のため、次の事業を行う。  
① 定期大会 ②交流大会 ③その他

### 第4章 組織

**第10条** 本会は県連盟（以下本部という）、県連盟福岡支部（以下福岡支部という）及び県連盟北九州支部（以下北九州支部という）をもって構成する。  
本部、福岡支部、北九州支部には理事若干名を置く。

### 第5章 役員及び理事

**第11条** 本会は本部、支部に次の役職の理事（以下役員という）を置く。  
① 本部  
会長、副会長2名、事務局長、会計担当理事1名、会計監査2名（但し、副会長は福岡支部、北九州支部の支部長を兼任し、必要な場合には、顧問を置く。）  
② 支部  
支部長、副支部長1名、事務局担当理事1名、会計担当理事1名、その他の担当理事若干名

**第12条** 役員は理事の互選により決定し、定例理事会で承認されるものとする。  
理事は、理事の推薦により候補となり、支部理事会を経て、定例理事会で承認されるものとする。

**第13条** 役員及び理事の任期は2年（補選の場合は前任者の残存期間）とし、再任を妨げないが、最長4期8年を限度とする。但し、業務上やむを得ず必要とした場合は、県幹事会に諮り定例理事会で継続の承認を得るものとする。  
顧問を置く場合は、県幹事会に諮り定例理事会で承認されるものとする。

**第14条** 会長は本会を代表し、会務を統括する。  
副会長は会長を補佐し、会長に事故等がある時はその職務を代行する。

事務局長及び支部事務局担当理事は担当区分の事務全般を処理する。  
会計担当理事は本会の会計を担当し、会計監査は本会の会計を監査する。  
支部長は支部を代表し、支部の運営を統括する。  
副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故等がある時はその職務を代行する。

## 第6章 会議

第15条 本会には次の理事会を設ける。

1 定例理事会

- ② 定例理事会は役員及び理事をもって構成する。
- ③ 定例理事会は年度末に開催し、会務報告の承認、会則の改廃、役員の選出、理事等の承認、及び、事業計画、予算並びに決算、その他の事項等を審議、決定する。
- ④ 定例理事会は理事から議長及び書記を選出する。
- ⑤ 会長は定例理事会の結果を踏まえて、事業報告、事業計画等を会員に送付する。

2 支部理事会

- ① 支部長、副支部長、各担当理事及び理事をもって構成する。
- ② 支部理事会は春季と秋季の2度開催する。
- ③ 春季は当年度の開催と運営を協議し、秋季は翌年度の企画と立案を行う。
- ④ 役員、理事の選任、その他支部の運営に関する事項を協議する。

3 臨時理事会（本部、支部共通）

3名以上の理事の要望により、必要に応じて開催することが出来る。

4 幹事会

- ① 本部幹事会は会長、副会長、県事務局長、県会計担当、副支部長、支部事務局担当により構成し、会長が必要に応じ収集する。
- ② 本部運営方針及び支部間の擦り合わせ、その他の事項の調整。
- ③ 支部幹事会は、支部長が必要に応じて支部役員等を招集し、開催する。

第16条 各理事会は構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状は出席とみなす。

理事会の議決は、出席者の過半数により決する。

## 第7章 会計

第17条 本会の運営経費は県連盟の年会費、大会参加料その他をもって当てる。

第18条 年会費は1,000円（連盟500円、県連盟500円）とする。

第19条 本会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第8章 付 則

第20条	本会則は平成16年4月1日より実施する。	
制定	平成16年4月1日	
改正	平成19年4月1日	会計年度の変更
改正	平成22年12月7日	支部の制定、理事会、役員の人数等
改正	平成25年12月11日	役員追加、理事任期、県幹事会新設等
改正	令和4年12月14日	会の目的の範囲、理事と役員の明確化等
改正	令和5年4月25日	会の地位の明確化等
改正	令和5年8月10日	納入会費及び休・退会者の明確化等
改正	令和5年8月15日	会員及び会員資格の追加